

平成 10 年 12 月 22 日
大 藏 省

円の国際化の推進策について

円の国際化を推進するための具体的な方策につき、下記のような対応を進めることとします。

(1) FB (政府短期証券) の市中公募入札発行について

以下のようなFB発行の新たなスキームに沿って、FBの市中公募入札発行を行うこととする。なお、本件に関する実務的事項等については後日、別途公表する。

- ① FBの発行方式を現行の定率公募残額日銀引受方式から、原則として公募入札方式に改める。
- ② FBの償還期間は、原則として 13 週間（3 ヶ月）とし、週 1 回程度発行する。
- ③ 公募入札において募集残額等が生じた場合及び国庫に予期せざる資金需要が生じた場合には、日本銀行は、例外的に所要のFBの引受けを行うものとする。ただし、日本銀行が例外的に引き受けたFBについては、公募入札発行代り金により、可及的速やかに償還するものとする。
- ④ FBの公募入札発行は平成 11 年 4 月より開始する。ただし、公募入札への完全な移行は、1 年程度を目途として、市場実勢等を見極めつつ段階的に行うこととし、それまでの間、日銀引受による発行を併用する。

(2) 円の国際化に関連する税制の見直しについて

平成 11 年度税制改正事項として、以下の項目を決定した。今後、必要となる法令の改正等に向けて、鋭意検討・準備を進めることとする。

- ① TB (短期割引国債)・FB (その発行されるもののすべてが発行と同時に一括登録されるTB・FBに限る。以下同じ。) の償還差益については、その発行時の源泉徴収を免除することとし、外国法人がTB・FB (償還期間を通じて一括登録がされていたものに限る。) につき支払を受ける償還差益については、原則として法人税を課さないこととする。これに伴い、本人確認制度・支払調書制度等、所要の整備を行う。

（注）上記措置は、平成 11 年 4 月 1 日以後に発行されるTB・FBについて適用する。

- ② 非居住者・外国法人が支払を受ける一括登録国債の利子につき、一定の要件の下、一括登録期間に対応する金額に対する源泉徴収を免除する。これに伴い、本人確認制度・支払調書制度等、所要の整備を行う。

(注) 上記措置は、平成 11 年 9 月 1 日以後に計算期間が開始する一括登録国債の利子について適用する。

- ③ 指定金融機関等の源泉徴収免除制度及び公共法人等の利子非課税制度につき、対象となる国債利子の範囲から個別登録国債の利子（平成 13 年 1 月 1 日以後に計算期間が開始するもの）を除外する。

(参考) 有価証券取引税及び取引所税は平成 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(注) 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度については、引き続き平成 13 年 3 月 31 日まで適用する経過措置を講じた上、廃止する。

(3) 国債の繰上償還条項の撤廃について

平成 11 年 1 月以後に発行する国債について、繰上償還条項を撤廃する。

(4) その他

① 平成 11 年度より、30 年国債及び 1 年物 T B を導入することとし、国債の償還年限の一層の多様化を進める。

② さらに円の国際的な使用を推進するための幅広い分野に係る問題につき、外国為替等審議会において、来春の答申に向け、引き続き審議を進めて頂くこととしている。

連絡・問合わせ先

大蔵省 国際局 調査課 調査第 2 係

電話： 03-3581-4111（内線 2866）

大蔵省ホームページ

<http://www.mof.go.jp>